

松江市告示第78号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第5項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金としての指定を廃止したので同条第7項の規定により告示する。

令和3年2月18日

松江市長 松浦正敬

記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の廃止日
社会福祉法人	松江福祉会	松江市千鳥町70番地	古志原保育所	運営事業	運営事業費寄附金	平成27年3月31日
社会福祉法人	双樹学院	松江市古志原五丁目2番25号	自立援助ホーム 富原寮	運営事業	運営事業費寄附金	平成31年3月31日
社会福祉法人	山陰家庭学院	松江市島根町大芦5707番地	海鳥の家	運営事業	運営事業費寄附金	平成25年3月22日
			島根町在宅介護支援センター	運営事業	運営事業費寄附金	平成29年2月1日
社会福祉法人	松豊会	松江市西津田十丁目19番50号	津田通所介護センター	運営事業	運営事業費寄附金	令和2年3月31日
社会福祉法人	坪内宝珠会	松江市西川津町字下追子1610番地4	たまち育英北保育園	運営事業	運営事業費寄附金	平成30年3月31日